



2008年9月30日 第2009-06号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

10月1日から

政府管掌健康保険、「協会けんぽ」としてスタート

現在会社員等が加入している健康保険は、組合管掌健康保険と政府管掌健康保険があります。政府管掌健康保険は、中小企業で働く従業員が加入している健康保険で、国（社会保険庁）が管理運営しています。2007年6月に社会保険庁改革関連法が成立したことにより、社会保険庁が廃止になり、「日本年金機構」と「全国健康保

険協会」の二法人が設立されることになりました。これまでの政府管掌健康保険は10月1日から全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」として発足します。（日本年金機構は2010年1月から）

協会けんぽは、都道府県ごとに支部を設け、地域の実情に応じた健康保健事業等を行います。

保険料率は都道府県ごとに決定

10月の協会設立時の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率（8.2%）が適用されます。協会設立後1年以内に都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定します。都道府県単位の場合、年齢構成の高い都道府県ほど医療費が高くなるため保険料率が高くなり、また所得水準の低い都道府県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなります。そのため年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整し、大幅に上昇する場合は5年間の激変緩和措置を講ずることになっています。

適用される保険料率は、居住地の保険料率ではなく、事業所の所在地の保険料率です。本社と支社がある場合は、一括適用されている事業所の所在地の保険料率が適用されます。

< 例えば >

JAM本部は東京にあるので、地方JAMの書記局員は「東京都」の保険料率が適用されます。

被 保 険 者 証

10月以降順次、新たな被保険者証の切り替えが行われます。被保険者証の切り替え手続きは会社（事業所）を通じて行われます。任意継続被保険者は直接自宅に郵送されます。

被保険者証の切り替えが完了するまでは、現在の被保険者証を引き続き医療機関で使用できます。

保 険 給 付

自己負担割合や高額な医療費を負担した場合の自己負担限度額、傷病手当金・出産手当金等の金額や支給要件等、保険給付の内容や水準は、協会設立後もこれまでと変わりません。